

7 水管第 2922 号
令和 8 年 2 月 20 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）
の一部を改正する省令案について（諮問第 500 号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）
の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第
6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前																									
<p>（さめの魚体の所持等の制限）</p> <p>第六十二条 かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該さめ（<u>中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域及びインド洋協定海域</u>において採捕したものに限る。）を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。</p> <p>三 (略)</p> <p>別表第四（第二十三条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大臣許可漁業</th> <th>制限又は禁止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>かつお・まぐろ漁業</td> <td>一～十五 (略) 十六 西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるのはさめの採捕は、禁止する。 十七～二十一 (略) 二十三 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるのはさめの採捕は、禁止する。 二十四～三十一 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第八（第五十九条、第九十七条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港内又は海域</th> <th>転載に係る制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		大臣許可漁業	制限又は禁止	(略)	(略)	かつお・まぐろ漁業	一～十五 (略) 十六 西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるのはさめの採捕は、禁止する。 十七～二十一 (略) 二十三 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるのはさめの採捕は、禁止する。 二十四～三十一 (略)	(略)	(略)	港内又は海域	転載に係る制限	(略)	(略)	<p>（さめの魚体の所持等の制限）</p> <p>第六十二条 かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該さめ（<u>インド洋協定海域、中西部太平洋条約海域及び東部太平洋条約海域</u>において採捕したもの（<u>インド洋協定海域</u>においては、船上において冷凍保存するものを除く。）に限る。）を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。</p> <p>三 (略)</p> <p>別表第四（第二十三条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大臣許可漁業</th> <th>制限又は禁止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>かつお・まぐろ漁業</td> <td>一～十五 (略) (新設) 十六～二十一 (略) (新設) 二十二～三十 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第八（第五十九条、第九十七条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港内又は海域</th> <th>転載に係る制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		大臣許可漁業	制限又は禁止	(略)	(略)	かつお・まぐろ漁業	一～十五 (略) (新設) 十六～二十一 (略) (新設) 二十二～三十 (略)	(略)	(略)	港内又は海域	転載に係る制限	(略)	(略)
大臣許可漁業	制限又は禁止																										
(略)	(略)																										
かつお・まぐろ漁業	一～十五 (略) 十六 西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるのはさめの採捕は、禁止する。 十七～二十一 (略) 二十三 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるのはさめの採捕は、禁止する。 二十四～三十一 (略)																										
(略)	(略)																										
港内又は海域	転載に係る制限																										
(略)	(略)																										
大臣許可漁業	制限又は禁止																										
(略)	(略)																										
かつお・まぐろ漁業	一～十五 (略) (新設) 十六～二十一 (略) (新設) 二十二～三十 (略)																										
(略)	(略)																										
港内又は海域	転載に係る制限																										
(略)	(略)																										

インド洋協定海 域に於る日本国 外の港の港内	(略)
大西洋条約海 域に於る日本国 外の港の港内	一 大西洋くろまぐろを転載する場合には、当該 転載を行う海域を管轄するまぐろ類等海域漁業 管理機関に登録された港以外の港の港内におい て転載しないこと。 二 (略)
(略)	(略)
インド洋協定海 域	(略)
大西洋条約海 域	一 大西洋くろまぐろを転載しないこと。 二 (略)

インド洋協定海 域に於る日本国 外の港の港内	(略)
大西洋条約海 域に於る日本国 外の港の港内	一 くろまぐろを転載する場合には、当該転載を 行う海域を管轄するまぐろ類等海域漁業管理機 関に登録された港以外の港の港内において転載 しないこと。 二 (略)
(略)	(略)
インド洋協定海 域	(略)
大西洋条約海 域	一 くろまぐろを転載しないこと。 二 (略)

附 則

この省令は、令和八年四月〇日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、令和八年六月十八日から施行する。

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

令和8年2月
水産庁国際課・加工流通課

1 インド洋協定海域におけるさめの魚体の所持等の制限関係

(1) 経緯

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成8年条約第3号）に基づき設置されたインド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）は、同協定第2条に規定する海域（以下「インド洋協定海域」という。）において漁獲されるまぐろ類やさめ類等の資源管理に必要な措置を講じ、締約国は、それらの措置を実施することが求められている。

令和7年4月に開催された IOTC 年次会合において、インド洋協定海域におけるさめ類に関する保存管理措置の改正が合意された。これにより、従来は、さめを生鮮の状態で陸揚げする場合のみ、そのひれを切り離して所持することが原則禁止とされていたが、同改正により、さめを冷凍の状態で陸揚げする場合にあっても、そのひれを切り離して所持することが原則禁止となった。

これを受け、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）の一部改正を行う。

(2) 改正の概要

許可省令第62条において、かつお・まぐろ漁業者が採捕したさめの魚体の所持等の制限を定めており、同条第2号において、ひれを切り離して所持することを原則禁止する旨を規定している。

本省令改正により、同条第2号について、インド洋協定海域において採捕したさめについて、船上で冷凍保存するものを含め、ひれを切り離して所持することが原則禁止となるよう、所要の改正を行うほか、修辭上の修正を行う。

2 大西洋条約海域におけるうばざめ及びほほじろざめの採捕禁止関係

(1) 経緯

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（昭和44年条約第1号）に基づき設置された大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「ICCAT」という。）は、同条約第1条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）において漁獲されるまぐろ類やさめ類等の資源管理に必要な措置を講じ、締約国は、それらの措置を実施することが求められている。

令和7年11月に開催された ICCAT 年次会合において、大西洋条約海域で漁獲されるうばざめ及びほほじろざめの船上保持、転載、陸揚げを禁止する保存管理措置が採択された。

これを受け、許可省令の一部改正を行う。

(2) 改正の概要

許可省令第23条及び同条に関する別表第4のかつお・まぐろ漁業の項の規定において、かつお・まぐろ漁業における操業上の制限又は禁止が定められている。

このため、本省令改正により、許可省令別表第4のかつお・まぐろ漁業の項新第16号及び新第23号として、大西洋条約海域におけるうばざめ及びひまほじろざめの採捕を禁止する旨の規定を追加する。

3 許可省令別表8中の「くろまぐろ」の整理

(1) 経緯

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律66号）において新設された特別管理特定水産資源として、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第16条の2において、太平洋に生息するクロマグロ（*Thunnus orientalis*）を「くろまぐろ」として指定した。

これを受け、許可省令別表第4中、大西洋に生息するタイセイヨウクロマグロ（*Thunnus thynnus*）を意図して、「くろまぐろ」と表記していたものについて、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和7年農林水産省令第24号。以下「整備省令」という。令和7年5月30日公布、令和8年4月1日施行）により、これを「大西洋くろまぐろ」と改めている[※]。

このため、許可省令別表第8中、タイセイヨウクロマグロ（*Thunnus thynnus*）を意図して表記していた「くろまぐろ」についても、本省令改正により、同様に「大西洋くろまぐろ」と改める。

※ 整備省令について、令和7年12月1日施行の漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第29号）により、許可省令別表第4の「かつお・まぐろ漁業」の項に新第18号及び新第22号が追加されたことで、対象となる箇所には号ずれが生じたため、整備省令の施行（令和8年4月1日）までに当該号ずれを踏まえた改正を予定。

(2) 改正の概要

許可省令別表第8「大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内」の項及び「大西洋条約海域」の項中、「くろまぐろ」を「大西洋くろまぐろ」に改める。

4 スケジュール

令和8年4月下旬 公布・施行[※]

※ 別表第4の改正規定は、令和8年6月18日施行

インド洋まぐろ類委員会（IOTC）の概要

The Indian Ocean Tuna Commission

1996年3月27日 発効

1996年6月26日 日本受託

事務局：ビクトリア（セーシェル）

1. 経緯

1993年11月25日、第105回FAO理事会において、FAOの下部機関としてその設立が採択され、1996年に発効した。

2. 目的

管轄区域(インド洋及び必要に応じ接続する諸海)におけるまぐろ類(カツオ、マグロ、カジキ類)の保存及び最適利用の促進

3. 設立協定

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定

(Agreement for the Establishment of the Indian Ocean Tuna Commission: IOTC)

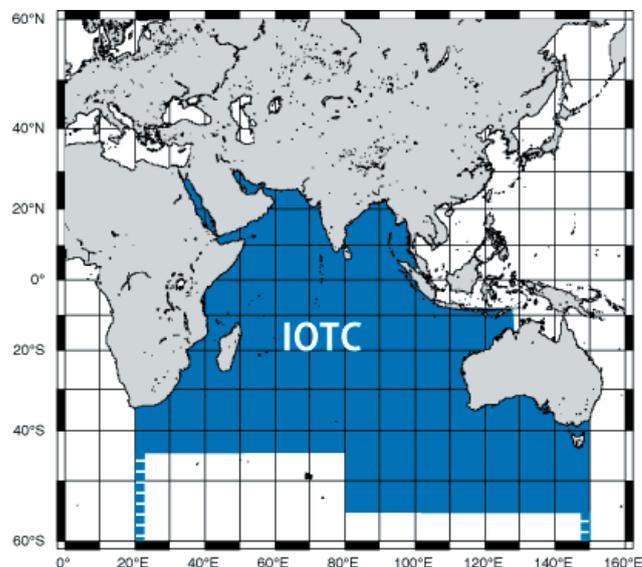
4. 加盟国・地域

日本、韓国、中国、豪州、バングラデシュ、コモロ、フランス（海外領土）、インド、インドネシア、イラン、ケニア、マダガスカル、マレーシア、モルジブ、モーリシャス、モザンビーク、オマーン、パキスタン、フィリピン、セーシェル、ソマリア、スリランカ、スーダン、タンザニア、タイ、英国、イエメン、南アフリカ、EU（29カ国・地域）

5. 主な保存管理措置

メバチ・キハダ・カツオ等の漁獲量制限、大型漁船に関する転載プログラム、メバチ統計証明制度 等

6. 管轄区域



【インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)】

RESOLUTION 25/08

ON THE CONSERVATION OF SHARKS CAUGHT IN ASSOCIATION WITH FISHERIES MANAGED BY IOTC

(IOTC 漁業に関連して漁獲されたサメ類の保存管理措置)

(2025 年 4 月採択)

【関連部分抜粋】

FULL UTILISATION OF OTHER SHARKS

5. CPCs shall take the measures necessary to require that all sharks retained on board their vessels are fully utilised. CPCs shall ensure that the practice of shark finning is prohibited.
6. In order to implement the obligation in paragraph 5 for sharks landed fresh, CPCs shall require their vessels to land sharks with fins naturally attached to the carcass.
7. Without prejudice to paragraphs 5 and 6, in order to facilitate on-board storage, shark fins may be partially sliced through and folded against the shark carcass as specified in the diagram in Annex II but shall not be removed from the carcass until the first point of landing.
8. In order to implement the obligation in paragraph 5 for sharks landed frozen in 2026, 2027 and 2028, CPCs shall ensure their fleets land or tranship sharks with fins naturally attached to the carcass or to use one and only one of the alternative measures listed below:
 - a) Each individual shark carcass is bound to the corresponding fins using rope or wire; or
 - b) Identical and uniquely numbered tags are attached to each shark carcass and its corresponding fins in a manner that inspectors can easily identify the matching of the carcass and fins at any time. Both the carcasses and fins shall be stored on board in the same hold.

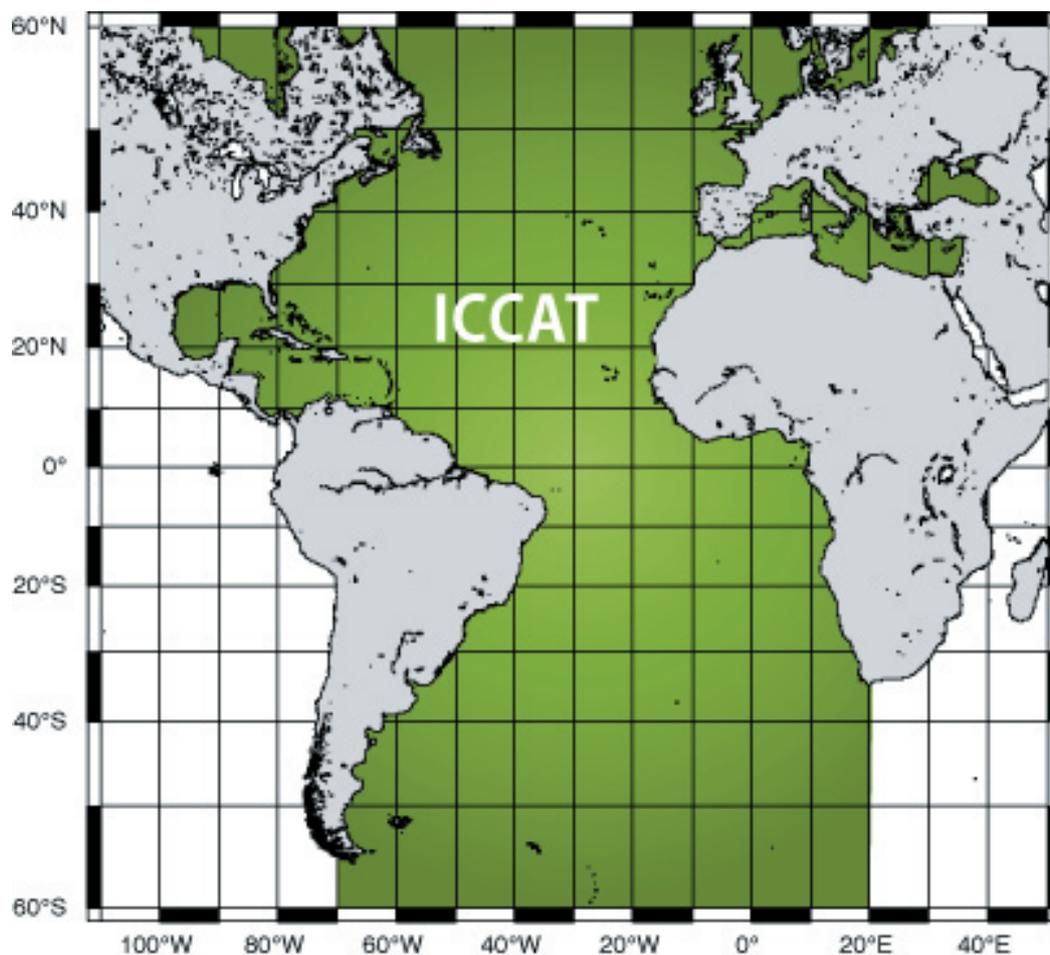
(仮訳)

5. 加盟国及び協力的非加盟国 (CPCs) は、自国船が保持するすべてのサメについて完全利用を義務付けるために必要な措置を講じなければならない。CPCs はサメのヒレを切って魚体を投棄する行為 (フィニング) の実施が禁止されることを確保しなければならない。
6. CPCs は、パラグラフ 5 で規定された義務を生鮮の状態で陸揚げされるサメについて実施するため、自国漁船に対して、ヒレが魚体に自然についた状態で陸揚げされることを要求しなければならない。
7. パラグラフ 5 および 6 の規定にかかわらず、船上での保管を容易にするため、Annex II の図で示されるとおり、サメのヒレを部分的に切り、魚体に折りたたむことは可能であるが、最初の水揚げ地点まで、ヒレを魚体から取り除いてはならない。
8. パラグラフ 5 で規定された義務を、2026 年・2027 年・2028 年に冷凍で陸揚げされるサメについて実施するため、CPCs は、自国漁船に対して、ヒレが魚体に自然についた状態又は次のいずれか一つの代替措置を講じたうえで陸揚げ又は転載を行わなければならない。
 - (a) 個々のサメの魚体に対応するヒレを縄又はワイヤーで結びつける。
 - (b) 検査官が魚体とヒレの一致をいつでも容易に特定できる方法で、同一かつ固有の番号を付したタグを個々のサメ魚体とそれに対応するヒレに装着する。この場合、魚体とヒレは同じ魚倉で保管する。

大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の概要
International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

1966年5月14日 日本署名
1967年8月24日 日本批准
1969年3月21日 発効
事務局：マドリッド(スペイン)

- 1 目的：
条約水域（大西洋全水域）におけるマグロ、カツオ、カジキ類の資源管理
- 2 設立条約：
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約
(International Convention for the Conservation of Atlantic Tunas)
- 3 概要：
 - (1) 締約国：55ヶ国・地域
 - (2) 対象水域：大西洋全水域（含む地中海）
 - (3) 対象魚種：マグロ類（カツオ、マグロ、カジキ類）



【ICCAT条約水域図】

25-07

SHK

**Recommendation by ICCAT on basking shark and great white shark
caught in association with fisheries managed by ICCAT**

(ICCAT 漁業に関連して漁獲されたうばざめ及びほほじろざめのための ICCAT
による勧告)

(2025 年 11 月合意)

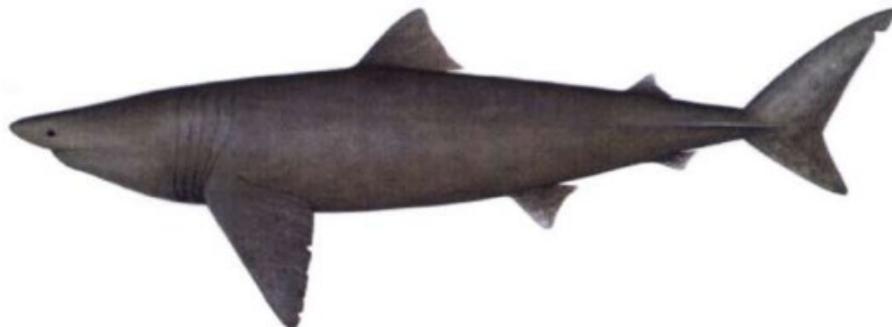
【関連部分抜粋】

1. Contracting Parties, and Cooperating non-Contracting Parties, Entities or Fishing Entities (hereafter referred to as CPCs) shall prohibit fishing vessels flying their flags from retaining on board, transshipping, or landing any part or whole carcass of basking shark (*Cetorhinus maximus*) and great white shark (*Carcharodon carcharias*) taken in the Convention area in association with ICCAT fisheries.

(仮訳)

1. 締約国等は、大西洋条約海域において、自国籍漁船が ICCAT 漁業により採捕したうばざめ及びほほじろざめの魚体の全部又は一部を、船上で保持、転載、又は陸揚げすることを禁止しなければならない。

ウバザメの詳細



ウバザメ (Last and Stevens 1994)

基本情報

英名 : Basking shark

学名 : *Cetorhinus maximus*

大きさ : 全長 : 6.4m 以上

利用・用途

かつて、鱭はフカヒレスープ原料、皮は皮革製品、肉は食用（生肉・干し肉）やフィッシュミールとして利用。肝油は工業用・医薬品・化粧品用等に利用（Springer and Gold 1989、Compagno 2001）。

資源状態

2025年5月に開催された ICCAT 科学委員会の下部組織会合では、「大西洋条約海域における公式な資源評価は存在せず、個体群の動向は不明確。本種を対象とした漁業が行われた時期の後には、歴史的な減少が観察された。最近の動向は不明確だが、一部の海域では個体群が安定してきている可能性がある（Rigby et al., 2021）。」と報告がされている。

※ICCAT によると、2023年の大西洋条約海域での報告漁獲量は1.5トン（日本漁船は0トン）

分布

全世界の温帯海域から寒帯海域にかけて分布しており、沿岸から沖合にかけて生息している（図1）（Compagno 2001）

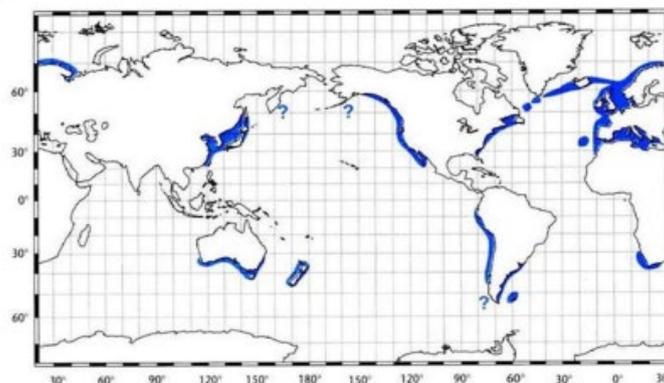
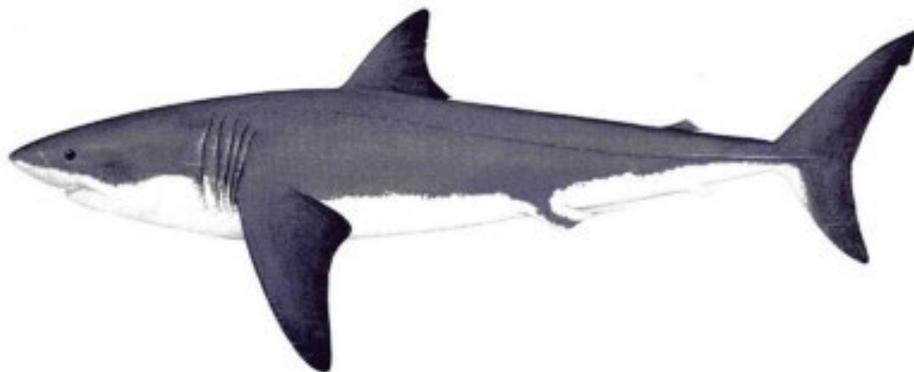


図1. 世界のウバザメの分布 (Last and Stevens 1994)

(参考 2 - 3)

ホホジロザメの詳細



ホホジロザメ (Last and Stevens 1994)

基本情報

英名 : Great white shark

学名 : *Carcharodon carcharias*

大きさ : 全長 : 3.3m 以上

利用・用途

鰭はフカヒレスープの原料、肉は食用。歯や顎は工芸品として高価格で取引されるが、日本では利用されていない。

資源状態

2025年5月に開催された ICCAT 科学委員会の下部組織会合では、「大西洋条約海域における公式な資源評価は存在しない。北西大西洋における資源状態はやや不明瞭ではあるが、1960年代から1970年代半ばにかけて歴史的に高い個体数が確認され、1980年代後半にかけて減少傾向を示した後、緩やかな増加傾向に転じている (Curtis et al., 2014)。地中海を含むその他の海域では個体群の動向が不明確。」と報告がされている。

※ICCATによると、2023年の大西洋条約海域での報告漁獲量は0トン（日本漁船も0トン）

分布

全世界の温帯から亜熱帯にかけての沿岸域 に広く分布する (図2) (Last and Stevens 1994)

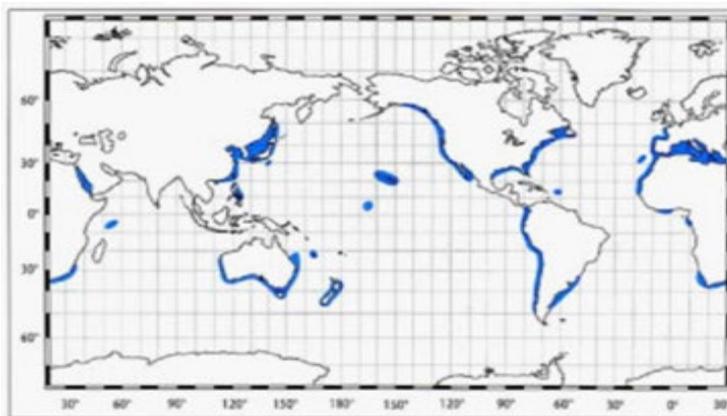


図2. 世界のホホジロザメの分布 (Last and Stevens 1994)

写真・図・文章 : 水産研究・教育機構『令和6年度国際漁業資源の現況』及び ICCAT SCRS『SCRS/2025/041 Conservation Status of Basking Shark *Cetorhinus maximus* and White Shark *Carcharodon carcharias* in the ICCAT Area』より抜粋

【大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)】

Recommendation 24-05 (Group:BFT)

“RECOMMENDATION BY ICCAT AMENDING THE RECOMMENDATION 22-08 ESTABLISHING A MULTI-ANNUAL MANAGEMENT PLAN FOR BLUEFIN TUNA IN THE EASTERN ATLANTIC AND THE MEDITERRANEAN “

(東大西洋および地中海クロマグロの複数年管理計画を策定し、22-08勧告を修正する勧告)

(2024年12月採択)

【関連部分抜粋】

1. The Contracting Parties and Cooperating non-Contracting Parties, Entities or Fishing Entities hereinafter referred to as CPCs, whose vessels have been fishing actively for bluefin tuna (*Thunnus thynnus*) in the eastern Atlantic and the Mediterranean shall implement a management plan for bluefin tuna in that geographic area starting in 2023 based on the MP as in *Recommendation by ICCAT amending the Recommendation 22-09 establishing a management procedure for Atlantic bluefin tuna to be used for both the western Atlantic and eastern Atlantic and Mediterranean management areas* (Rec. 23-07).

(仮訳)

1. 締約国および協力する非契約者、団体または漁業団体(以下、以下CPC)は、東大西洋および地中海でクロマグロ (*Thunnus thynnus*)を積極的に漁獲している船舶を有するもので、2023年からその地理的地域におけるクロマグロの管理計画を実施しなければならない。これは、ICCATの勧告22-09を改正し、大西洋クロマグロの管理手続きを確立する勧告に基づき、2023年からその地理的地域におけるクロマグロの管理計画は西大西洋、東大西洋の両方および地中海管理地域において適用される(Rec. 23-07)。

Transshipment

89. Transshipment operations of bluefin tuna in the eastern Atlantic and the Mediterranean shall be allowed only at designated ports defined and conditioned in paragraphs 80 to 84.

(仮訳)

転載

89. 東大西洋および地中海におけるクロマグロの転載作業は、第80項から第84項に定義・条件付けられた指定された港でのみ許可される。

Annex 7

ICCAT Scheme of Joint International Inspection

Pursuant to paragraph 3 of Article IX of the Convention, the Commission recommends the establishment of the following arrangements for international control outside the waters under national jurisdiction for the purpose of ensuring the application of the Convention and the measures in force thereunder:

I. Serious violations

1. For the purposes of these procedures, a serious violation means the following violations of the provisions

of the ICCAT conservation and management measures adopted by the Commission:

(略)

q) transshipment at sea;

(仮訳)

付属書7

ICCAT国際共同検査計画

条約第9条第3項に基づき、委員会は、条約及びそれに基づく措置の適用を確保するため、国家管轄下の水域外における国際管理のための以下の取決めの確立を勧告する。

I. 重大な違反

1. これらの手続きにおいて、重大な違反とは、委員会が採択したICCATの保全および管理措置の規定に対する以下の違反を指す。

(略)

q) 洋上転載;

Recommendation 22-10 (Group:BFT)

“RECOMMENDATION BY ICCAT FOR A CONSERVATION AND MANAGEMENT PLAN FOR WESTERN ATLANTIC BLUEFIN TUNA”

(西大西洋クロマグロの保存及び資源管理に関する勧告)

(2022年 11 月採択)

【関連部分抜粋】

Transshipment

12 Transshipment at-sea shall be prohibited

(仮訳)

転載

12 洋上での転載は禁止される

タイセイヨウクロマグロの詳細



- 英名及び学名
英名： Atlantic bluefin tuna
学名： *Thunnus thynnus*
- 大きさ
最大体長・体重： 330cm・725kg
- 分布

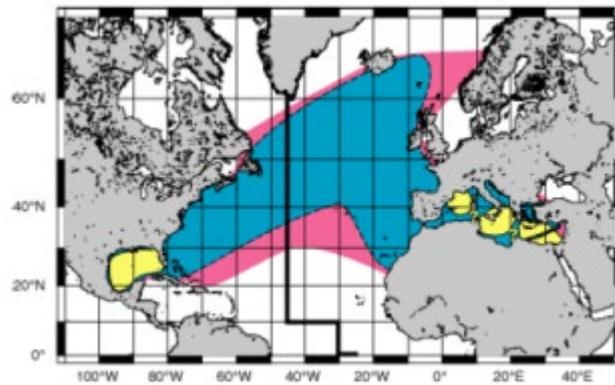


図. タイセイヨウクロマグロの分布域（赤）、主要漁場（青）、産卵場（黄）。
縦太線は東西の系群の境界索餌場は産卵場を除く分布域。

写真及び文章は水産研究・教育機構
「[令和6年度国際漁業資源の現況](#)」より抜粋